

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年12月17日認可した。

平成27年12月25日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

| 土地改良区名     | 土地改良事業名                      |
|------------|------------------------------|
| 高松市十河土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下城地区   |
| 〃          | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）荒井1号地区 |
| 香川町浅野土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西実相寺地区 |